

(4)

## Pramāṇaviniścaya における主宰神存在論証批判

小野の基

### 一 はじめ

主宰神 (Iṣvara) 存在論証に対するダルマキールティの批判に関しては、従来、彼の主著 *Pramāṇavārttika* (PV) の *Pramāṇasiddhi* 章 (第二章) 第十一―二十八偈を中心に考察した多くの業績が発表されているが、その批判内容をどう理解するかについては、なお未解決の問題が残されているように思われる。すなわち、ダルマキールティが主宰神存在論証に見出す論理的欠陥は具体的には何であるのか、という疑問は、必ずしも正確には答えられていない。その主な原因は PV 第二章そのものの解釈の困難さにあるが、同時にその根本的原因として、ダルマキールティ初期の著作である PV においては、そもそも論理的欠陥に関する理論体系が未確立である、という点を指摘できよう。

ところで、問題の主宰神存在論証を意図した PV 第一章にお

ける偈のうち、第十一―十六偈および第十八―十九偈が、ダルマキールティのもう一つの主著 *Pramāṇaviniścaya* (PVin) の *Parārthānumāna* 章 (第三章) に転用されているという事実が、夙にフラウヴァルナーによって報告されている<sup>20</sup>。周知のように、PVin はダルマキールティ後期の体系的著作であるから、本稿では、この転用箇所とその周辺を検討することによって、ダルマキールティが自らの体系の中で主宰神存在論証批判をどのように位置づけているのかを明らかにし、また転用箇所をタルモッタラ註に依拠して全訳し、PV における批判内容の理解のために新たな視点を提示したい。

### 二 PVin における主宰神存在論証批判の位置

PVin 第三章では、他者のための推論の定義に始まって、主張命題の地位と定義、疑似主張命題、論証因、疑似論証因 (*heṭvābhāsa*、不成因・不定因・相違因)、疑似実例、そして

論破の問題が論じられているが、問題の主宰神存在論証批判の記述は、疑似論証因、中でも不成因 (asiddha) が論じられる部分に見出される。

Pvin におけるダルマキールティの疑似論証因の理論は、ディグナーガラの従来の理論を踏まえながらも、その面目を一新したのと言える。すなわち、ダルマキールティはディグナーガの九句因説を自性因・所作因説に置き換え、またディグナーガの理論に残存していた特殊な疑似論証因の範疇（差別相違因・相違決定）を主張命題の定義を改変して解消することによつて、すべての疑似論証因を論証因の定義（因の三相）のみに基づいて体系づけることに成功した。彼はまた、ディグナーガが不成因・不定因に関して設定した分類にも改変を加えた。

不成因について言えば、ディグナーガは *Prāṇāśāmi-uccāya* および『正理門論』で、これを四種、すなわち「両俱不成」「随一不成」「猶予不成」「所依不成」（ここでは便宜上『因明入正理論』の命名に従う）に分類したが、ダルマキールティは、この分類を大筋においては受け入れながらも、これにいくつかの改変を加えている。すなわち、Pvin の不成因論は、次のような枠組を持っている。

彼はまず冒頭で不成因の定義を立てた後、不成因の代表例として、ディグナーガが「両俱不成」の例として用いた論式を挙げる。そして次に、「対論者不成」の名の下に、ディグナーガの不成因論ではとり扱われなかったジャイナ教空衣派の論式「樹木は心をもつ。全ての皮を剥ぐと死ぬから」を論じ、それ

と同様な誤りを持つ論式として、サーンキヤ学派の「統覚は非精神的なものである。無常であるから」と並んで、問題の主宰神存在論証の論式「身体・作用・場所等は、極めて優れた知性に先立たれている。各種の形態のゆえに」を挙げているのである。以下に、ここまでの部分の和訳を掲げておく。

「主題との結合関係（主題所属性）が成立しない場合が不成である。例えば、「ことばは無常である。眼によって認識されるから」という場合のように。『樹木は心をもつ。すべての皮を剥ぐと死ぬから。』人間の如し。」という（空衣派によつて陳述される論証因の）場合には、対論者（である仏教徒）によつて承認されない。

反論者——認識作用と感官と寿命とが死を定義すると（仏教徒によつて是認）されているのであるから、死が（樹木に）認められる以上、心を持つことがどうして承認されないのか。「樹木にも」死という語の指示機能が成立するではないか。

回答——ことばは（話者の）意図に応じて指示機能を發揮するものであるが、それによつて實在が確立されるわけではない。（ことばが實在を確立するといふ考えは、ことばの機能を）拡大解釈した誤謬だからである。すなわち、世間では（樹木が）枯れることを死と表現するけれども、（それは）生類の死とは同じものではなく、従つて、後者（生類の死）は樹木においては不成なのである。すなわち、（話者の）意図に応じて指示機能を發揮し實在に根拠を持たないことばがあるだけなのだから、實在に基づいて推論されるべき實在は論証

されないのである。

以上によって、「(1)サーンキヤ学派の立論する」「統覚は非精神的なものである」に対する論証因である「無常性」と、「(2)ヴァイシェーシカ学派の立論する「身体・作用・」場所等は極めて優れた知性(主宰神)に先立たれている」に対する論証因である「各種の形態」(samsthāna-rūpa)「および「静止後の活動」(śhivā-pravṛtti)」等との「以上二つのこともまた説明されているのである。これらの場合も、ことはただで成立しているものの、実在は「成立し」ないのである。」

このあと Pvin は、(1)と(2)の推論式の詳細な検討になるが、Pv第二章から転用された八偈が登場するのはこの部分である。それに続いて、ディグナーガが「随一不成」の例として挙げた「声頭論者に対して、所作性は不成である」が不成因の例としては不適當であることが指摘され、「随一不成」という範疇の存在自体が否定され、さらに続いて、prajñāpāśaikā-deshiva の問題が論じられ、最後に、ディグナーガが「猶予不成」および「所依不成」の例として挙げた論式が簡潔に言及されて、不成因に関する論述は終わっている。

以上から明らかのように、主宰神存在論証は、Pvin においては不成因、中でも「対論者不成」といわれる範疇に類するものとみなされている。なお、上掲の和訳箇所からだけでも他にいくつかの興味深い事実を指摘し得るが、それらについては、次章で問題の Pv第二章からの転用部分を含む Pvin における

主宰神存在論証批判の部分の、タルモッタラ註に依拠した全訳を掲げ、問題点を一言説明にした上で論じることにする。

### 三 Pvin の主宰神存在論証批判和訳

「以上のように、空衣派によって立論される論証因においても、ことばの上のみの共通性は成立するものの、論証対象によって遍充される死という語の表示対象である実在は不成であるが、」同様に、「ヴァイシェーシカ学派による立論も論証対象によって遍充される実在が不成である。」(もしも、「形態」もまた、知性に先立たれることが経験的に知られている宮殿(ないしは城壁)等の特定のものに随伴しているようなものであり、それが認められるとき、作者を直接知覚しない人々にとっても作者の知性があることになるようなものである、という場合には、また「身体・作用・場所等が」そのようなものであるとするならば、「その場合、「各種の形態」・「静止後の活動」といった類いの」論証因はすべて、同様な「論証能力をもつ」ものとなる。「しかし、「知性に先立たれる」ことによって遍充されるような「形態」は身体・作用・場所においては成立しない。この問題を以下の偈を述べて補足する意味で」さらにまた、「と言っ。」

「[各種の]形態」「静止後の活動」等が、主宰者の存在・非存在に随って成立しているような類いのものであるならば、それらに基づいて「[知性に先立たれている」ということ]を」推論するのは妥当である。(= Pv. II. 11)

「しかしながら、作者の知性を原因としている宮殿等の形態

のような) 特定の実在について成立するところの(「知性に先立たれている」という)ことを、ことば(だけ)が共通であることによって同じことである」と考えられた「形態」という)ことに基づいて推論するのは妥当でない。〔煙か〕白い物体(かのうちの任意の一方)に基づいて火(を推論することが不当であるの)と同様である。(=PV. II. 12)

上述のようではなく(実在に区別があるとしても)ことばが共通であることによって論証される)ならば、瓶等の粘土製のものは、陶工によって作られる、ということから、饗塚もまた、彼(陶工)の作品であることが論証されることになる。(=PV. II. 13)

「共通性が論証対象に成立しているような場合に、区別があるにもかかわらず、所作相似(kennan-similitudo)の誤謬である」という疑念があるので、誤謬の対象領域を示すために説明する。〔論証対象に随伴しており(論証対象を還元している)から、所作(すなわち所作性(kitakakava))は共通の(当該の論証対象に限定された属性ではない)な論証因である(「ことが成立している)のだが、結合する対象(である)ことばと瓶)が異なっているから、(所作性に)区別がある(「ことばを根拠」として、誤謬と指摘することが、所作相似(=PV. II. 14)

〔作者の知性を必ず根拠としている形態のような) 特定の類において承認されるものが、ことばに共通性がみとめられることを理由に論証因であるとされるのは妥当でない。〔例え

ば、(「ことば等が、 $\alpha\theta$ 」という語の表示対象)であるという理由で、角を持つ)と推論することが不可能である) ようなものである。〔角を持つ)ということは、 $\alpha\theta$ という語の表示対象である特定の類(牛)において承認されるものだからである。〕(=PV. II. 15)

ことばは、表現意図に依拠しているものであるから、どこにでも存在する。それ(「ことば)が存在することを理由に、〔結合関係のない)実在(「の存在)が論証される)と認める)ならば、すべてがすべて(「の実在)を論証する)ことになろう。従って、論証対象を還元している論証因が観念であれば、ことばのみの論証因という誤謬に陥っているから、主宰神存在論証批判は、誤謬ではない。〕(=PV. II. 16)

実在の本性が成立しない)つまり、論証対象を還元するものであると知覚されない)場合には、「不成という)上述の類型になる。(論証対象を還元する論証因が)成立する場合には、(「ことばの上では受け入れられず)不成であっても、(観念としての)属性には排斥能力はなく(論証因に誤りがあることにはならない。例えば、所作性にとつて)ことばの虚空所属性(vacuum-attribute)という属性は不成立であっても、所作性は排斥されない場合)のように。(=PV. II. 18)

たとえことばの上で成立しなくとも、(表示対象である)実在が成立すれば(論証因であると説かれる。表示するものである)ことばが成立しなくとも、表示対象である論証因としての実在が成立する場合には、論証対象を)論証しうる。例

えば、ヴァイシエーシカ学派に対して仏教徒が説いた物体性 (mūrtatva) 等の論証因 (「論証能力がある場合」) のように。[ヴァイシエーシカ学派にとっては物体性とは、「空間的に限定された実体の可測性」(asarvatraga-draya-pari-māna) のことであって、「可触性」(sparsatva) のことではないが、物体性ということとは「可触性」とも結びつくから、ヴァイシエーシカにおいてことばの上では不成だが、実在の上では成り立つことになり、物体性は論証因となり得るのである。](=PV. II. 19)

#### 四 結語

前章までで明らかにされた PVin における主宰神存在論証の位置および内容、さらにタルモッタラ註の解釈などから、以下のようなことを指摘し得るのであろう。

まず初めに、ダルマキールティが PVin に転用した PV 第二章第十一〜十六・十八〜十九偈では、主宰神存在論証は、ダルマキールティの体系で「対論者不成」と呼ばれている疑似論証因に類するものとみなされ、批判されている、ということが、PVin の論述から明らかである。従って、PV 第二章第十偈における sarṅgaya の語を sarṅgīdha の同義語と解し、この語を、第十一偈以降の議論を示唆したものと考え、解釈は全く根拠を失なう。何故ならば、確かに第十二偈で言及される「白い物体」の例は PVin でも「猶予不成」の例として挙げられるものではあるが、PVin では主宰神存在論証そのものは決し

て「猶予不成」に分類されているわけではないからである。この sarṅgaya の語については、既に指摘されているとおり、これを PV 第二章第十偈でダルマキールティの挙げた主宰神存在論証の二つの論証因のうちの「静止後の活動」および「効果的作用性」だけに対して向けられた批判、とみなすデーヴェーンドラブッディやマノーラタナンディンの註釈に従って解釈されるのが妥当であると思われる。

しかしながら、以上のことは、PV 第二章第十一偈以降の批判が、残りの「各種の形態」という論証因に対してのみ向けられたものであることを意味するものではない。タルモッタラも明言しているように、第十一偈以降の批判、すなわち主宰神存在論証が「対論者不成」に類する疑似論証因であるとする批判は、「各種の形態」という論証因ばかりでなく、「静止後の活動」という論証因についても妥当するものであり、そして恐らくは「効果的作用性」という論証因にも妥当するものと思われる。PVin においては、ダルマキールティは、主宰神存在論証を批判するためには、論証因が不成であることを指摘するだけで充分であると考えているのであり、それゆえ、PVin に PV 第二章第十偈を引用する必要がなかったであろう。

最後に、タルモッタラが、ダルマキールティの批判した主宰神存在論証を立論した学派をヴァイシエーシカ学派とみなしている、という事実に注意を喚起しておきたい。従来、ダルマキールティの主宰神存在論証は、ニヤーヤ学派、中でもウツティヨータカラに対して向けられたものであるが、Tattvasaṅgraha

第二章とその註釈の記述などを根據にして考えられてきたが、ウッディヨータカラの現存する著作の中には、タルマキールティの批判に完全に対応する論式は見出されてはいない。また、既に指摘されているように、主宰神存在論証の論証因の代表例としてタルマキールティの批判対象となつてゐる「空種の形態」(samsthāna-viśeṣa=sanniveśa-viśiṣṭa) という語は、プラシヤスターンタの *Padārthadharmasamgraha* 所出の術語である。これらの点を考慮に入れるならば、タルマキールティの批判する主宰神存在論証の論式がウマイシエーシカ学派起源であると推定するよりも不可能ではないと想われる。

原註と譯註

NB: *Nyāyabindu*, *Dharmottarapradīpa* 原註: D. Malvania ed., Tibetan Sanskrit Works Series II, (Patna, 1955)

PSV: *Pramāṇasamuccayaṭīkā*, Peking ed., tr. by Kanakavartman, No. 5702.

PV: *PVV* 原註

PVV: *Pramāṇavārttikavṛtti*, S. D. Shastri ed., Baudha Bharati Series III, (Varanasi, 1968)

PVin: *Pramāṇaviniścaya*, Peking ed., No. 5710.

PVinT (Dh): *Pramāṇaviniścayaṭīkā* (Dharmottara), Peking ed., No. 5727.

PVinT (Jñ): *Pramāṇaviniścayaṭīkā* (Jñānāśrī-

bhadra, Peking ed., No. 5728.

註

(1) G. Oberhammer, *Zum Problem des Gottesbeweises in der indischen Philosophie in: Nurnen*, vol. 12, 1965. 木村俊彦『タルマキールティ宗教哲学の原典研究』、木耳社、一九八一、四一〜五二頁、及び同氏の一連の論文。宮坂青勝『有神論批判』、『講座・大乘仏教 九一認識論と論理学』、春秋社、一九八四。また、木村誠司『Nyāya 学派の自在神存在論証に対する Dharmakīrti の批判』、『印度学仏教学研究』、第三十三巻第二期、一九八五。

(2) E. Frauwallner, *Die Reihenfolge und Entwicklung der Werke Dharmakīrti's in: Asiatica FS. F. Weller*, Leipzig, 1954, S. 684.

(3) loc. cit.

餘者まびび、北京版に於ける PVin 原三章の要略を次に示す。(1) 他者のための推論の定義 (285a7-287b5) (11・11) 主張命題の地位 (287b5-288a8) (11・11) 主張命題の定義 (288a8-294a4) (11・11) 疑似主張命題 (294a4-299a1) (11・1) 論証因 (299a1-313a5) (11・11) 疑似論証因 (313a5-327a8) (11) 疑似実例 (327a8-328b2) (11) 論證 (328b2-)

(4) 拙著「タルマキールティの九因因解」、『比較思想』

述「第四号、一九八五」を参照。

- (5) 拙稿「タルマキールティにおける主張命題の定義について」、「印度学仏教学研究」第三十四卷第二号、一九八六」を参照。

(6) cf. PVin. 313a5-7; NB. III. 55-56.

- (7) cf. PSV. 127b7-128a2. 北川秀則「インド古典論理学の研究」、鈴木学術財団「一九六五」一五三頁参照。

(8) cf. PVin. 313a7-318a5; PViNT (Dh). 144b3-164b1.

- (9) PVin. 313a7-b4. cf. PViNT (Dh). 144b2-154b7; PViNT (Jñ). 325a4-b1. なお「( )」内はタルモントラ註による補足部分、「( )」内は筆者の説明部分。

(10) cf. PViNT (Jñ). 325b1.

- (11) PVin. 315a3-6. なお「( )」内はタルマキールティが「随一不成」を疑似論証因と認めない理由は、彼が相違決定を疑似論証因から排除する理由に等しい。註(5)の拙稿参照。

(12) PVin. 315a6-318a2. なおこの部分にはPV第四巻からvv. 181-188が転用されている。

- (13) ただし、タルマキールティは、ディゲナーガの挙げた猶予不成の例を「(論証因)それ自身の猶予」と呼び、それと並んで「所依の猶予」という範疇を設け、猶予不成を二分している。なおこの部分はNB. III. 61-64とほとんど一致する。

- (14) PVin. 314b4-315a3; cf. PViNT (Dh). 150a6-152a8; PViNT (Jñ). 327b3-328b2. なお「( )」内はタルモントラ註による補足部分、「( )」内は筆者の説明部分。

(15) 以上の散文部分は「*Tattvasaṅgraha* (ed. by Jha) vv. 61-62. に一致する。なお以下のものは五個は各々同書 of v. 63. v. 64・68. v. 65. vv. 66-67・69. v. 70」に採録した。

(16) 上記に関連した議論がPV. IV. 36124g. q°.

(17) 上記に関連した議論がPV. IV. 42-47124g. q°.

(18) PV. II. 10: *śūlīṭvā-pravṛtti-saṁsthāna-viśeṣārthakriyādisu / īśā-siddhir asiddhir vā dīṣānte saṁśayo 'ihavā'//*

(19) 木村俊彦「上掲書」四十四頁参照。

(20) cf. PVin. 318a2; NB. III. 62.

(21) 木村誠司「上掲論文」七五八頁参照。

(22) cf. PViNT (Dh). 145b5; 150b4; 150b6.

(23) 「*Mayānāśinika* 抄本 = *bye brag pa*, cf. PViNT (Dh). 145b3; 150a7.

(24) 木村俊彦「上掲書」四十一〜三頁参照。

(25) *loc. cit.*

cf. *Prasāstapādabhāṣya with the commentary Nyāyakaraṇalī*, ed. by Pt D. Jha. Varanasi. 1977. p. 78.